

大口町障がい者虐待防止センター設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「法」という。）第32条の規定に基づき、障がい者に対する虐待を防止し、あわせて障がい者を擁護する者に対する支援等を実施するため、障害者虐待防止センターを設置する。

(用語の定義)

第2条 この要綱で使用する用語の定義は、法で使用する用語の例による。

(名称及び設置場所)

第3条 障害者虐待防止センターの名称及び設置場所は、次のとおりとする。

名称	設置場所
大口町障がい者虐待防止センター	大口町健康福祉部長寿ふくし課内

(業務)

第4条 大口町障がい者虐待防止センター（以下「センター」という。）は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 養護者、障害者福祉施設従事者等及び使用者による障がい者虐待に関する通報又は届出の受理
- (2) 養護者による障がい者虐待の防止及び養護者による障がい者虐待を受けた障がい者の保護のための相談、指導及び助言
- (3) 障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発

(職員)

第5条 センターの職員は、福祉こども課職員をもって充てる。

(その他必要事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則（平成24年12月26日 大口町告示第126号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成24年10月1日から適用する。

附 則（令和5年3月28日 大口町告示第37号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。